

## 制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1～第10 省略</p> <p>第11 入札参加資格確認書類の提出</p> <p>1 入札執行者は、第10の規定により入札を保留したときは、落札候補者に対し、入札公告に基づき、次に掲げる入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）の提出を求める旨を別紙2により通知する（第2項ただし書の規定により、予め提出させている場合を除く。）。</p> <p>（1）入札参加資格確認申請書</p> <p>（2）同種同程度の工事の施工実績（施工実績等を入札参加条件とした場合）</p> <p>（3）配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等</p> <p><u>（4）機械の保有状況およびオペレータの配置（機械の保有およびオペレータの配置を入札参加条件として設定した場合）</u></p> <p><u>（5）その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類</u></p> <p>2、3 省略</p>	<p>第1～第10 省略</p> <p>第11 入札参加資格確認書類の提出</p> <p>1 入札執行者は、第10の規定により入札を保留したときは、落札候補者に対し、入札公告に基づき、次に掲げる入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）の提出を求める旨を別紙2により通知する（第2項ただし書の規定により、予め提出させている場合を除く。）。</p> <p>（1）入札参加資格確認申請書</p> <p>（2）同種同程度の工事の施工実績（施工実績等を入札参加条件とした場合）</p> <p>（3）配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等</p> <p>（4）その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類</p> <p>2、3 省略</p> <p><u>4 落札者は、1（2）および（3）を確認できる資料を契約締結時に入札執行者に提出するものとする。</u></p>
<p>第12</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 入札執行者における確認により、落札候補者のすべてが入札参加資格要件を満たしていないと確認されたときは、<u>次順位以降</u>の入札参加者を新たな落札候補者として、順に第11および第12の規定に基づき、入札参加資格の確認を行うものとする。</p> <p>7、8 省略</p> <p>第13～第15 省略</p>	<p>第12</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 入札執行者における確認により、落札候補者のすべてが入札参加資格要件を満たしていないと確認されたときは、<u>第4順位以降</u>の入札参加者を新たな落札候補者として、順に第11および第12の規定に基づき、入札参加資格の確認を行うものとする。</p> <p>7、8 省略</p> <p>第13～第15 省略</p>

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 施行日前に公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略